

特定機械等の検査証の有効期間の延長措置に関するお知らせ

(ボイラー及び圧力容器安全規則 / クレーン等安全規則 / ゴンドラ安全規則)

～ 新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受け、ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部改正～

施行の日(令和2年4月20日)から令和2年7月31日までの間に検査証の有効期間が到来する特定機械等のうち、次の **から** までのいずれかに該当し、有効期間内に性能検査を実施することが困難なものとして労働局長が認めるものについては、検査証の**有効期間を延長(4ヶ月を超えない範囲)**することが可能となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため外出の自粛が要請されること等に伴い、特定機械等を設置する事業場又は登録性能検査機関において、性能検査の実施が困難であるもの。

プラントの定修工事に合わせて、登録性能検査機関のみならずプラントの各設備の補修等を行う多くの業者が輻輳する中で実施する性能検査等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から性能検査の実施が困難であるもの。

その他、特定機械等を設置する事業場から検査証の有効期間の延長について申請があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため当面性能検査を実施することが困難であると認められるもの。

【注意1】 新型コロナウイルス感染症と関係のない理由のものは認められません!

【注意2】 検査証の有効期間の延長が認められた場合は、下記事項を行ってください。

当該延長期間中に特定機械等を稼働させる場合には、安全確保のために自主点検を実施し、その結果に応じて補修その他の必要な措置を講ずること。

性能検査が可能となった際には、延長期間の終了を待つことなく速やかに性能検査を行うこと。

特定機械等の検査証有効期間延長申請書(様式1)

申請先: 〒400-8577

山梨県甲府市丸の内1丁目1-11

山梨労働局 労働基準部 健康安全課 電話 055-225-2855

注) 申請は**郵送**にてお願いします。

申請の審査後に、有効期間延長の認定・不認定の通知を行います。

特定機械等の検査証有効期間延長申請書

<p>事業場の名称</p>	<p>電話 ()</p>
<p>事業場の所在地</p>	
<p>有効期間の延長が必要な理由 注1</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため外出の自粛が要請されること等に伴い、特定機械等を設置する事業場、登録性能検査機関において、性能検査の実施が困難であるため</p> <p>2 プラントの定修工事に合わせて、登録性能検査機関のみならずプラントの各設備の補修等を行う多くの業者が輻輳する中で実施する性能検査等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から性能検査の実施が困難であるため</p> <p>3 その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため当面性能検査を実施することが困難であるため</p> <p>()</p>
<p>有効期間の延長を申請する特定機械等</p>	<p>検査証番号 第 号 種類()</p> <p>検査証有効期間の末日 令和2年 月 日</p> <p>性能検査実施可能見込み日 令和2年 月 日</p> <p>(複数にわたる場合) 別添一覧表のとおり。注2</p>
<p>有効期間の延長を申請する特定機械等に係る性能検査の実施を予定している登録性能検査機関の名称及び所在地</p>	<p>名称</p> <p>所在地 〒</p>

令和2年 月 日

申請者氏名

印

山梨 労働局長 殿

注1：該当する番号に丸を付けること。

注2：一覧表には特定機械等の検査証番号、種類、検査証有効期間の末日、性能検査の実施が可能になると見込まれる日を記入すること。

注3：氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

様式 1

別添 一覧表 (複数にわたる場合)

事業場名

	検査証番号	種 類	検査証の 有効期間末日	性能検査実施可能見込み日
1	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
2	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
3	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
4	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
5	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
6	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
7	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
8	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
9	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日
10	第 号		令和 2 年 月 日	令和 2 年 月 日

種類の欄には、ボイラー、一圧、クレーン、移動式クレーン、エレベータ、ゴンドラのうち、該当するものを記入ください。

ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部改正 (検査証の有効期間の延長)

「特定機械等」¹は、その「検査証」²の有効期間に限り使用可能。
登録性能検査機関の「性能検査」に合格することにより、有効期間が更新される（有効期間は機械の種類により異なる）。

- 1 ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ
- 2 移動式クレーン、ゴンドラは、製造時に都道府県労働局長の製造検査に合格することにより、その他の機械等は、設置時に所轄監督署長の落成検査に合格することにより、それぞれ「検査証」が発行される（有効期間は機械の種類により異なる）。

改正

令和2年7月31日までに有効期間が満了する「検査証」について、
新型コロナウイルスのまん延の影響により、有効期間内の性能検査が困難と都道府県労働局長が認めた場合、**有効期間の延長（4ヶ月を超えない範囲）を可能とする。**
建設用リフトの「検査証」は、リフトの廃止まで有効であるため、今回の延長措置の対象としない。

